

## お気軽講座実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民等が自ら市政に関する理解を深め、本市における個々のライフサイクルにおいてより充実した暮らしを確立するために、お気軽講座（以下「講座」という。）を開設することについて必要な要綱を定めるものとする。

(講座の開設)

第2条 講座は、山口市生涯学習推進本部（以下「本部」という。）が開設し、市民等で構成する団体の要請に基づき、市職員を講師として派遣することにより実施するものとする。

(開催団体等)

第3条 講座を開催することができるものは、市内に在住、在勤又は在学する10人以上のもので構成された団体若しくは集団とする。

(講座内容)

第4条 講座の内容は、別に定める。

(講座の開設及び会場)

第5条 講座の開催日時は、土曜日、日曜日、祝日、平日を問わず午前9時から午後9時までとし、1講座2時間以内とする。ただし、年末年始を除く。

2 講座は、市内で開催するものとし、その会場の設営は、開催する団体等の責任において行うものとする。

(申請手続き)

第6条 講座を開設しようとする団体等の代表者（以下「代表者」という。）は 受講日の1箇月前までに、お気軽講座申込書（様式第1号）を本部に提出するものとする。

(受講の決定等)

第7条 本部は、前条の申請により講師の派遣を決定したときは、お気軽講座受諾通知書（様式第2号）により代表者に通知する。

2 本部は、講座を開設する場合において必要と認めるときは、条件を付することができる。

(受諾の制限)

第8条 本部は、団体等が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、講座を開設しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するもの
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とするもの
- (3) 特定のものを利することを目的とするもの
- (4) 講座の目的に反するもの

(変更等の届出)

第9条 第7条の規定により講座の受諾の決定を受けた代表者は、講座を中止しようとする時や講座の内容等申請事項に変更等が生じた場合においては、速やかに本部に届出を行い、その承諾を受けなければならない。

(講師派遣経費)

第10条 講座の講師派遣に要する経費は、無料とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本部が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

この要綱は、平成19年 4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年 4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年 4月1日から施行する。

お気軽講座申込書

年 月 日

山口市生涯学習推進本部  
 本部長 渡辺 純忠 様

団体名  
 代表者住所 〒

氏名  
 電話

次のとおりお気軽講座を申し込みます。

希望講座名			
希望日時	第1希望	年 月 日 ( )	時 分 ~ 時 分
	第2希望	年 月 日 ( )	時 分 ~ 時 分
会場名			
会場住所		電話	
参加予定人数	人 (主な年齢層 : 歳代)		
団体概要 (主な活動内容)			
聞きたい内容 (必ず御記入ください)			

※処理欄				
①担当課記入欄 (申し込み者と調整後に記入)	決定日 年 月 日 ( )			
	時 間 時 分から 時 分			
②担当課確認欄 所属課名 ( ) 内線番号 ( )	課 長	主幹・副主幹	担 当	派遣職員氏名
③事務局確認欄 (社会教育課)	課 長	主幹・副主幹	担 当	備 考

[注] ※印は記入しないでください。

様

山口市生涯学習推進本部  
本部長 渡 辺 純 忠

お気軽講座受諾通知書

年 月 日付けでありました講座の申し込みについて、次のとおり受諾しましたので、お知らせいたします。

講 座 名	
開 催 日 時	
開 催 場 所	
派遣職員名	所 属 ----- 氏 名
不受諾理由	
備 考	

お気軽講座報告書

年 月 日

山口市生涯学習推進本部  
 本部長 渡辺 純忠 様

所 属 \_\_\_\_\_

職・氏名 \_\_\_\_\_

次のとおりお気軽講座を実施しましたので報告します。

講 座 名			
開 催 日 時	平成 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分		
開 催 場 所			
派 遣 職 員 名	所属	職・氏名	
団 体 名		参加人数	人
参加者から出された 質問・意見等			
派 遣 職 員 の 所 感			
備 考			

※決裁欄

①担当部決裁欄				
部 長	部 次 長	担当課長	主幹・副主幹	担 当

②本部決裁欄			
本部長(市長)	副本部長(副市長)	副本部長(教育長)	事務局(社会教育課)